「交通工学論文集」論文・討議　投稿規程及び審査規程

(一社)交通工学研究会
学術委員会第 1 学術小委員会

１．投稿原稿

1.1 原稿の具備すべき条件

論文の投稿原稿の具備すべき条件は,

1)正確であること
2)客観的に記述されていること
3)内容，記述について十分な推敲がなされていること
4)独立して完成した体裁を整えていること(大部なものを連載形式にはできない)
5)審査を経て発表された経緯がないこと
6)他学協会誌等へ二重に投稿していないこと

の 6 点があげられます.

5)，6)に関して，既に発表した内容を含む原稿でも，次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は論文としての投稿を受け付けます.

①新たな知見が加味され再編成されたもの.
②個々の内容については既に発表されているが，統合することにより価値のある内容となっているもの.
③交通工学研究発表会論文集のみに掲載された論文で，交通工学論文集（特集号）に掲載されていないもの.

原稿がこれらに該当するか否かの判断は学術委員会第 1 学術小委員会（以下、第 1 学術小委員会）で行います．この判定を容易にし，また正確を期すため，投稿にあたっては既発表の内容を含む場合，あるいは関連した内容の場合には，これまでどの部分を，どの程度，どの刊行物に発表してあるかを原稿中に明確に記述して下さい．既発表の内容を含むことを意図的に隠蔽した場合は原稿の受理を取り消すことがあります.

1.2 投稿原稿のまとめ方

論文の原稿は，次のようにまとめて下さい.

1)目的を明示し，重点がどこにあるかが容易にわかるように記述すること.
2)既往の研究・技術との関連を明らかにすること．すなわち，従来の研究・技術のどの部分を発展させたのか，どのような点に独創性があるのかを示すこと.
3)原稿は要点をよくしぼり，簡潔に記述すること．原稿は，例えば次のような順序で記述するとよい.
　①目的
　②方法
　③結果と考察
　④結論
4)原稿の表題は簡潔で，その内容を十分に明確に表現するものとすること．原則として 30 字以内(英文の場合は 2 行以内)とする．副題を付することや長い原稿を分割して，その１，その２‥‥とする事は避けること．投稿後の表題の変更は，投稿論文の内容を変更したものとみなされる．そのため，その場合は原則として一旦原稿を取り下げて，改めて投稿して頂くことになるので，原稿の表題は慎重に決めること．なお，査読者からの要請により表題を変更する場合はこの限りではない.

２．論文，討議の査読

2.1 査読の目的

査読は投稿原稿が，「交通工学論文集」に掲載される原稿として，ふさわしいものであるかどうかを判定するための材料を提供することを目的として行います．査読によって見出された疑義や不明な事項について修正を依頼することがあります．ただし，原稿の内容に対する責任は著者が負い，その価値は一般読者が判断すべきものです．

2.2 投稿区分

投稿原稿は著者の希望した投稿区分で査読を受けます．査読後に，投稿区分を変更することは認められません．その場合は原稿を一旦取り下げて再投稿して下さい．

2.3 査読者

査読は第１学術小委員会の指名した査読者が行います．論文では３名の査読者を選定します．討議では当該論文の査読者３名のうちの１名が行います．また別途査読結果の取りまとめ係として第１学術小委員会の中から１名が選ばれます．

2.4 論文の査読方法

2.4.1 評価

査読者は査読にあたり，投稿原稿がその分野においていかなる位置づけにあるか，研究・技術成果の貢献度が大きいか等の点について，以下の(1)～(4)の４項目に照らして客観的に評価します．なお，査読にあたって第１学術小委員会は著者に対して問合わせ，または内容の加筆・修正を求めることがあります．

(1)新規性：内容が公知・既発表または既知のことから容易に導き得るものでないこと．たとえば，以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価される．

a)研究の主題，内容，手法に独創性がある
b)学界，社会に重要な問題を提起している
c)現象の解明に大きく貢献している
d)創意工夫に満ちた調査，実験，運用，管理，制御，計画，設計などについて貴重な技術的検討，経験が報告されている
e)困難な研究・調査・実験などをなしとげた貴重な成果が盛られている

(2)有用性：内容が交通工学分野の論文として何らかの意味で価値があること．たとえば，以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価される．

a)主題，内容が時宜を得て有用である
b)研究・技術の成果の応用性，有用性，発展性が大きい
c)研究・技術の成果は有用な情報を与えている
d)交通工学分野での研究のすぐれた体系化をはかり，将来の展望を与えている
e)研究成果は今後の研究や実務（調査，実験，運用，管理，制御，計画，設計など）に取り入れる価値を持っている
f)問題の提起，試論またはそれに対する意見として有用である
g)実験，実測のデータで研究，実務等の参考として有用である
h)新しい数表，図表で応用に便利である

(3)完成度：内容が簡潔，明瞭に記述されていること．なおここでは研究の完成度を問うものではなく，記述の完成度，すなわち本論の展開が読者に理解できるように記述されているかについて評価する．ただし，著しい厳密さ，正確さ，完璧さ，格調の高さなどは必要としない．次のような点についても留意して評価される．

a)全体の構成が適切である

b)研究の目的と結果が明確である
c)既往の研究・技術との関連性は明確である
d)文章表現は適切である
e)図・表はわかり易く作られている
f)全体的に冗長になっていない
g)図・表などの数は適切である

(4)信頼度：内容に重要な誤りがなく，読者から見て客観性，一般性，普遍性があって信用の置けるものであること．次のような点についても留意して評価される．

a)重要な文献が落ちなく引用され，公平に評価されている
b)従来の技術や研究成果との比較や評価がなされ，適正な結論が導かれている
c)実験や解析の条件が明確に記述されている

なお「分野 2)事例研究・調査報告研究・システム開発など」の投稿の場合は，新規性，有用性の判断にあたって，以下の事項も考慮して評価します．

a)速報性が重視される内容で時宜を得ている
b)報告されている実験，調査，施策，試行などが全く新しいものである
c)調査報告，事例報告などであっても，その結果から新しい知見が得られている
d)調査報告，事例報告などであっても，その結果の一般化が可能である

2.4.2 判定

各査読者は 2.4.1 での(1)～(4)の各項の評価を総合的に判断し，また現在までの機関誌「交通工学」及び交通工学論文集に掲載された論文を参考にして，水準以上であれば，掲載「可」とし，掲載に値する内容を含まないと考える場合，および掲載すべきでない場合「否」とします．ただし，2.4.1 での各項の評価のうち，1 つでも問題がありとされても「否」と判定されるものではありません．多少の疑義，疑問な点があっても交通工学分野における研究や技術の発展に寄与する内容があるものは掲載されるように配慮します．

以下に示す諸項目は第 1 学術小委員会が「否」と判断する基準にしているものです．

A．誤り
a)理論または考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある
b)計算・データ整理に誤りがある［論拠とするデータ等の信頼性がない］
c)現象の解析にあたり，明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている［論旨の明確性，論証の適切性がない］
d)都合の良いデータ・文献のみを利用して議論が進められ，明らかに公正でない記述により論文が構成されている
e)修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる

B．既発表
f)明らかに既発表とみなされる
g)連載形式で論文が構成されており，独立した論文と認めがたい
h)他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して原稿の基本が構成されている

C．レベルが低い
i)通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない
j)多少の有用な資料は含んでいても，論文にするほどの価値はまったく見られない

k)論文にするには，明らかに研究・技術的検討などがある段階まで進展していない

l)着想が悪く，当然の結果しか得られていない

m)研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で，まったく意義を持たない

n)論文の構成，表現(用語，引用，図表等)が適切でない

D．内容全体・方針

o)政策的な意図，あるいは宣伝の意図がきわめて強い

p)きわめて偏った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている

q)理論的または実証的，あるいは事実に基づいた論文でなく，単なる主観が述べられているに過ぎない

r)私的な興味による色彩が極めて強く，交通工学に論文として掲載するには問題が多い

s)交通工学研究会としての本来の方針・目的と一致する点がまったく見られない

t)問題意識，問題設定が不明確，または不適切である

u)基本的用語の概念，分析の枠組みが不明確，または不適切である

2.4.3 掲載の条件

論文の掲載可否の判定は，3 名の査読結果に基づいて第 1 学術小委員会で検討し，第 1 学術小委員会が決定します．査読者 2 名以上が「可」であれば，原則としてこの投稿原稿は掲載「可」とします．その際，査読者からの修正意見があれば，第 1 学術小委員会で検討のうえ，著者に修正依頼を行います．修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは第 1 学術小委員会で判断します. 必要があれば修正意見を出した査読者に再査読を依頼することがありますが，再査読の機会は原則として 1 度のみとします.

第 1 学術小委員会から著者へ修正依頼をした日から，3 ヶ月以内に著者からの回答が得られない場合は，原稿の受付を取り消すことがありますので注意して下さい.

2.5 査読結果の通知

査読後の最終的な掲載可否の判定結果は，「査読結果通知書」により投稿者へ通知します．通知書に記述された以上の詳細な査読内容については一切公表しません．また個々の原稿の査読者名についても公表しません.

2.6 討議の査読

討議の査読は，該当論文の査読を行った査読者のうちの 1 名に依頼します.

討議が適当な内容と判断された場合には，原著者に回答を依頼します．原著者は，この依頼に回答する義務を負います．回答原稿が提出されれば，討議・回答合わせて査読し，両者の内容が適当と判断された時点で掲載します.

討議及びその回答の査読では，著しい誹謗・中傷や客観性の欠いた原稿でないことの確認，記述の完成度・信頼度の確認，原著者と討議者の原稿の整合性の保持，が評価対象となります.

３．その他

1)投稿原稿は，体裁上最小限必要とされる条件が満足されているかどうかをチェックし，これが満足されない場合は受け付けを一時保留し，著者に問い合わせを行います.

2) 第 1 学術小委員会で受け付けた原稿で，査読の結果，掲載が不適当と判断された原稿の電子データ等については適切に廃棄させていただきます．返却等はいたしません.